

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	A G S株式会社			コード	3648
提出日	2024/6/6	異動（予定）日	2024/6/20		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・ 2024年6月20日に独立役員である社外取締役の下中氏が退任するため。 ・ 2024年6月20日に社外取締役の森本氏が退任するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	川本 英利	社外取締役	○													○		有
2	伊豆 隆義	社外取締役	○													○		有
3	田野井 優美	社外取締役	○													○	新任	有
4	井上 理津子	社外取締役								△							新任	
5	青山 通郎	社外監査役								△			○				訂正・変更	
6	柴崎 正人	社外監査役								△							訂正・変更	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		社外取締役の川本英利氏は、クラリオン株式会社の要職を歴任し、営業部門等の業務経験ならびに経営の豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
2		社外取締役の伊豆隆義氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての法務に関する豊富な知識と高い見識を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
3		社外取締役の田野井優美氏は、現在、株式会社田野井製作所の代表取締役社長を務めており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたします。
4	社外取締役の井上理津子氏は、りそなグループの出身であります。同グループは、当社と営業上の取引が相応にあり、当社の主要な取引先に該当いたします。	社外取締役の井上理津子氏は、銀行内の事務管理業務に精通し、また、ダイバーシティを推進する部門を担当されるなど、豊富な経験と専門的な見識を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。
5	社外監査役の青山通郎氏は、りそなグループの出身であります。同グループは、当社と営業上の取引が相応にあり、当社の主要な取引先に該当いたします。 また、同氏は日本電波工業株式会社の執行役員であります。当社と同社とは営業上の取引がありますが、売上高に占める割合は僅少であります。	社外監査役の青山通郎氏は、金融機関における融資部門を中心とした豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役として選任しております。
6	社外監査役の柴崎正人氏は、エヌ・ティ・ティ・データ・ソフィア株式会社の出身であります。同社は、当社と営業上の取引が相応にあり、当社の主要な取引先に該当いたします。	社外監査役の柴崎正人氏は、情報化政策分野に長年にわたって携わられ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役として選任しております。

4. 補足説明

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。